資産運用報告の適正性に関する確認書

2021年2月15日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー18階
不動産投資信託証券発行者名	ユナイテッド・アーバン投資法人 （コード：8960）
代表者の役職・氏名 （署名）	執行役員　吉田郁夫

本投資法人の執行役員である吉田郁夫は、本投資法人の2020年6月1日から2020年11月30日までの第34期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1．本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。投信法においては、資産の運用、資産保管その他の業務を一定の他の者に委託しなければならないこととされております。本投資法人は、本確認書提出日現在、資産の運用に係る業務をジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務を三井住友信託銀行株式会社に、会計帳簿の作成に関する事務等に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会社（以下「一般事務等受託者」といいます。）に、それぞれ委託しています。

また、本投資法人の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人です。

2．資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務等受託者が作成した会計帳簿を基に、本資産運用会社の関係各部署より集約された情報を勘案した上で原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受け、また、財務諸表について会計監査人による監査を受けて、作成しております。なお、作成された資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき2021年1月15日付本投資法人の役員会にて承認されております。

3．当該資産運用報告に不実の記載がないと認識するに至った理由

①本投資法人の運営に関しては、本資産運用会社より月次で報告を受けており、それらの中で報告された重要な事項が、当該資産運用報告に記載されていることを確認したこと。

②本資産運用会社において、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制（決裁権限、業務マニュアル等）の整備が行われ、かつ実施されていることを確認していること。

③当該資産運用報告作成にあたり、投信法、投資法人の計算に関する規則等の関係法令に関して、本投資法人の法律顧問である長島・大野・常松法律事務所より助言を受けていること。

④当該資産運用報告の記載内容のうち財務諸表については、本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人より、投信法第 130 条に規定される監査証明を受領していること。

以　上